平成２１年（フ）第３５６号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目９番10号
債務者　山口くに子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6532番地６
債務者　松尾　節子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
佐賀県神埼市神埼町的1437番地
債務者　宮地　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
佐賀県鳥栖市藤木町2107番地３　メゾン・ド・フルールＤ208
債務者　龍　　絵里
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1030番地
債務者　木下　吉孝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮1117番地１
債務者　横尾　茂敏
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2409番地８
債務者　山本　修平
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
佐賀県鳥栖市秋葉町３－８－１－909、住民票上の住所佐賀県鳥栖市宿町1420番地１
債務者　松尾ともえ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
佐賀県鳥栖市宿町1420番地１
債務者　松尾喜代子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
佐賀県多久市北多久町大字小侍642番地１
債務者　森永　勝子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
佐賀県佐賀市与賀町４番16号
債務者　中村　達弥
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
佐賀県神埼市千代田町下西502番地３
債務者　立花　辰政
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
佐賀県神埼市千代田町嘉納572番地
債務者　馬場　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
佐賀県多久市北多久町大字小侍749番地１
債務者　永石　泰子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
佐賀県鳥栖市立石町2069番地43
債務者　松隈　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
佐賀県鳥栖市松原町1772番地６　フレグランス松原102
債務者　権藤裕季子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５号
千葉県南房総市高崎1431番地33
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５６号
千葉県鴨川市東760番地１
債務者　久納カツミ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
千葉地方裁判所館山支部